

# 真庭市地域包括支援センター運営方針

令和5年4月

真 庭 市  
(真庭市地域包括支援センター)

# 目次

<b>I 方針策定の趣旨</b> .....	3
<b>II 地域包括支援センター等の意義・目的</b> .....	3
<b>III 運営上の基本的考え方や理念</b> .....	3
1 公益性の視点 .....	3
2 地域性の視点 .....	3
3 協働性の視点.....	3
<b>IV 基本業務</b> .....	4
1 共通事項.....	4
(1) 事業の目標.....	4
(2) 職員体制.....	4
(3) 職員の姿勢.....	4
(4) 職員の資質の向上.....	4
(5) 地域との連携.....	4
(6) 個人情報保護.....	4
(7) 書類の整備.....	4
(8) 広報活動.....	4
(9) 苦情対応.....	5
(10) 地域支援センター（サブセンター）の設置.....	5
(11) 感染症対策の推進.....	5
2 総合相談支援業務.....	5
(1) 実態把握.....	5
(2) 総合相談.....	5
(3) 地域におけるネットワークの構築.....	5

3	権利擁護業務	6
(1)	基本姿勢	6
(2)	成年後見制度	6
(3)	老人福祉施設等への措置	6
(4)	高齢者虐待への対応	6
(5)	困難事例への対応	6
(6)	消費者被害防止	6
4	包括的・継続的ケアマネジメント業務	6
(1)	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	6
(2)	介護支援専門員に対する支援	6
5	介護予防ケアマネジメント業務	7
<b>V</b>	<b>地域包括支援センターにおける重点業務</b>	7
1	認知症総合支援事業	7
(1)	認知症地域支援推進員の配置	7
(2)	認知症への理解を深める普及・啓発	7
(3)	認知症の人や介護者への支援	7
(4)	認知症初期集中支援チームの設置	7
2	生活支援体制整備事業	7
3	地域ケア会議開催業務	8
(1)	個別ケア会議	8
(2)	小地域ケア会議	8
4	在宅医療・介護連携推進事業	8
5	一般介護予防事業	8
<b>VI</b>	<b>指定介護予防支援業務</b>	9
1	基本姿勢	9
2	職員体制	9

## I 方針策定の趣旨

この「真庭市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、関係各課とセンターとの役割分担及び連携方針を明確にすることにより、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

## II 地域包括支援センター等の意義・目的

- ・センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46）であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある暮らしを継続することができるよう、地域包括ケアシステムを推進していく中核機関としての役割を担う。
- ・関係各課と協働し、「真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に掲げる基本理念「いくつになってもいきいき暮らせるまち まにわ」「認知症になっても安心して暮らせるまち まにわ」の実現を目指して取り組む。
- ・市とセンターは、必要に応じて連絡会議を開催し、課題の共有及び解決に向けた共通認識を得るとともに、事業の推進状況の確認等を行う。
- ・本市は広域であるため、振興局ごとにサブセンターを設置し、センターとの情報共有や適切な役割分担のもと、センターの担う総合相談業務等の円滑かつ効率的な処理・対応が可能になるよう連携して取り組む。
- ・センターは、運営について進捗状況の管理及び自己評価を行い「CAPD サイクル」により施策の実施を行う。市は「地域包括支援センター運営協議会」とともに、運営に対する点検・評価を行い、センター機能強化のための支援を行う。

## III 運営上の基本的考え方や理念

### 1 公益性の視点

- ・センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正中立な事業運営を行う。
- ・センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

### 2 地域性の視点

- ・地域活動への訪問や地域ケア会議、センター運営協議会等を通じて、地域住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、地域が抱える課題を把握する。
- ・センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

### 3 協働性の視点

- ・地域の医療・介護・保健・福祉の専門職や民生委員、ボランティア等の関係者と連携を図り、課題解決に向けて取り組む。

- ・センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、相互に情報を共有し、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。

## IV 基本業務

### 1 共通事項

#### (1) 事業の目標

- ・地域の実情に応じた重点課題・重点目標を設定して事業運営を行う。
- ・年度毎に目標に対する評価を行い、「CAPD サイクル」により次年度に向けて課題解決方法を検討する。

#### (2) 職員体制

- ・真庭市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 27 号）に基づき保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者の 3 職種を配置する。
- ・認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、一般介護予防事業を推進するため、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、リハビリテーション専門職を配置する。

#### (3) 職員の姿勢

- ・センターの運営方針等を理解したうえで、センター職員間で相互の情報を共有し、連携協働してチームとして業務に取り組む。
- ・地域の保健・医療・福祉・介護の関係者、ボランティア等との関係を構築し、連携して業務に取り組む。

#### (4) 職員の資質の向上

- ・職員は、積極的に研修会に参加する等により、自らの実践力向上に努める。

#### (5) 地域との連携

- ・地域包括支援センター運営協議会や地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

#### (6) 個人情報の保護

- ・職務上知り得た個人情報を第三者に漏洩し、目的外で使用されないことがないように、情報管理を徹底する。
- ・事業実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、介護保険法の秘密保持義務及び真庭市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 12 号）が定める基準の内容を遵守する。

#### (7) 書類の整備

- ・事業計画書・実績報告書を作成し、保管する。
- ・相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

#### (8) 広報活動

- ・センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

## (9) 苦情対応

- ・センターに対する苦情を受けた場合は、誠意を持って対応し、解決に向けて最大限努力する。
- ・相談内容及び対応等を記録し、必要に応じて速やかに高齢者支援課へ報告する。

## (10) 地域支援センター（サブセンター）の設置

- ・センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、住民からの相談を受け付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことなどを目的に、振興局に地域支援センター(サブセンター)を置く。
- ・サブセンターである地域支援センターの保健師、介護支援専門員等と連携・協働して業務を行う。
- ・地域支援センターは、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、高齢者の実態把握や初期の相談対応業務を、センターと協力・連携して実施する。

## (11) 感染症対策の推進

- ・高齢者においては、基礎疾患等を有する方が多いことから、高齢者に対する様々な相談や支援を担う機関として、感染症対策を徹底した上で各種事業に取り組む。

## 2 総合相談支援業務

### (1) 実態把握

- ・各種地域活動への訪問の中で情報収集に努め、支援を必要とする高齢者を把握する。
- ・地域住民、関係機関に対して、総合相談窓口としての周知を図り、早期の相談につなげるように努める。

### (2) 総合相談

- ・初期対応を適切に行い、課題を明確にしたうえで、必要な機関・制度・サービス等につなぎ、必要に応じて継続的に支援を行う。
- ・関係者、関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、信頼関係構築に努める。
- ・相談記録等を作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

### (3) 地域におけるネットワークの構築

#### ア. 地域の社会資源やニーズの把握

- ・多職種協働による地域ケア会議等を通じて、高齢者のニーズや自立を支援するための地域課題を共に考え、地域で高齢者を支えるネットワークを構築する。

#### イ. ネットワーク構築業務

- ・民生委員、医療機関、介護サービス事業者、社会福祉協議会、地域ボランティア等と連携し、支援を必要とする高齢者が安心して生活できるよう支援するためのネットワークの構築を推進する。

#### ウ. 地域住民の啓発活動

- ・地域住民が必要な情報を共有し、互助的な地域の連帯や、個人の尊厳を尊重し理解するために必要な啓発活動に取り組む。

#### エ. 高齢者虐待防止ネットワークの構築

- ・地域における高齢者虐待防止ネットワーク構築のため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

- ・虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワークを活用する。

### 3 権利擁護業務

#### (1) 基本姿勢

- ・真庭市成年後見制度利用促進基本方針に基づき、まにわ権利擁護ステーション（令和5年4月設置）と連携し、権利擁護（高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止等）について、関係機関や地域住民等の理解を深めるための啓発活動に取り組む。

#### (2) 成年後見制度

- ・認知症などにより判断能力の低下がみられ、福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用について検討する。
- ・成年後見制度の利用が必要と判断したが、本人による申立が困難で、申立て可能な親族がない場合等はまにわ権利擁護ステーションと連携を図り、市長申立てへつなげる。

#### (3) 老人福祉施設等への措置

- ・判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、担当課との連携を図って適切に支援する。

#### (4) 高齢者虐待への対応

- ・関係機関や地域住民に対して相談窓口の周知を図り、虐待の早期発見及び防止に取り組む。
- ・通報や相談等を受けた場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び真庭市の「高齢者虐待対応のフローチャート」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係各課とも連携を図る。虐待から保護する必要がある場合には、市が老人福祉施設等への措置を行う。
- ・必要時、高齢者虐待対応専門職チーム検討会議の専門的助言、直接的支援を受けて対応する。

#### (5) 困難事例への対応

- ・重層的課題を抱えている世帯、地域から孤立している世帯、サービス利用を拒否している世帯等の困難事例を把握した場合は、個別ケア会議の活用も考え、関係者が連携して対応策を検討し、対策を講じる。また、必要に応じて、関係各課とも連携を図る。

#### (6) 消費者被害防止

- ・消費生活センターや警察等からの情報を活用し、高齢者の消費者被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のため消費生活センターと連携して対応する。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

#### (1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・介護支援専門員が、医療関係者との連携や介護保険サービス以外の社会資源の活用を円滑に行えるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

#### (2) 介護支援専門員に対する支援

##### ア. 日常的個別指導・相談

- ・介護支援専門員が抱える困難事例等について、多職種による多面的な視点から後方支援を行うとともに、問題解決能力を高める支援に努める。

##### イ. 事例検討会・研修会の実施

- ・介護支援専門員の資質向上のための研修会、事例検討会等を実施する。
- ウ. 支援困難事例等への指導・助言
- ・地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し指導助言等を行う。
- エ. 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・主任介護支援専門員の連絡会議等により介護支援専門員同士のネットワーク構築を支援するとともに、介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、解決に向けて取り組む。

## 5 介護予防ケアマネジメント業務

- ・要支援者及び事業対象者の自立支援、重度化防止を目指し、介護予防・生活支援サービス等の適切なサービスが包括的かつ効果的に利用できるようなケアマネジメントを実施する。
- ・高齢者のできることを共に発見しながら、意欲を高め、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせた支援プランの作成に努め、自立支援を行う。

## V 地域包括支援センターにおける重点業務

### 1 認知症総合支援事業

#### (1) 認知症地域支援推進員の配置

- ・認知症施策の推進について、認知症地域支援推進員を中心に、センターの専門職等がチームとして業務を行う。
- ・認知症キャラバン・メイト、認知症疾患医療センター等と連携しながら、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのための各種取組を行う。

#### (2) 認知症への理解を深める普及・啓発

- ・認知症サポーター養成講座、認知症セミナー等、あらゆる機会を活用した理解促進の取組を行う。

#### (3) 認知症の人や介護者への支援

- ・認知症安心サポートガイド（認知症ケアパス）等を通じて、もの忘れ相談窓口としての役割を周知し、早期の相談につながるように努める。
- ・認知症カフェ、傾聴ボランティア訪問、介護者の会等の支援を行い、認知症になっても認知症の人や家族が、社会との交流の中で支えられる取組を行う。

#### (4) 認知症初期集中支援チームの設置

- ・専門医、保健師、看護師、社会福祉士等の専門職でチームを構成し、介護支援専門員等と連携して、認知症の早期対応を目指した支援を行う。

### 2 生活支援体制整備事業

- ・センターに、主任生活支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、不足する生活支援・介護予防の基盤整備を推進する。
- ・地域において継続した介護予防が行えるよう、介護予防に資する住民運営の集いの場の推進を行う。



- ・地域ケア会議と連携しながらきめ細かい協議体を開催し、生活支援体制整備を推進する。
- ・事業推進に当たっては、社会福祉協議会等の関係機関、関係者との連携を図る。

### 3 地域ケア会議開催業務

#### (1) 個別ケア会議

- ・自立支援型の個別ケア会議により、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。
- ・困難事例等の個別課題を検討する個別ケア会議では、課題解決とともに、地域課題の把握を行い、地域づくりや政策形成へつなげる取組を行う。

#### (2) 小地域ケア会議

- ・日常生活圏域レベルのケア会議では把握しきれない地域課題の抽出や解決に向けた話し合いを行うため、社会福祉協議会と連携し、今後開催に向けた取組を検討する。

#### (3) 生活圏域ケア会議

- ・個別レベル・小地域レベルの課題の積み上げから、市内6つの日常生活圏域を基本とした7振興局単位で課題を抽出し、解決に向けた話し合いを行う。政策的な課題については、真庭市地域包括ケア会議へつなげる。

#### (4) 真庭市地域包括ケア会議

- ・生活圏域ケア会議で検討した課題を報告し、医療・介護・保健・福祉等の関係者とともに課題解決について協議し、必要な政策形成につなげる。

### 4 在宅医療・介護連携推進事業

- ・医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、在宅医療と介護が一体的に提供される体制構築を推進する。
- ・多職種による協議体で、在宅医療・介護の課題の抽出と対応策の検討を行う。
- ・多職種の切れ目のない連携を目指し、情報共有や連携のしくみを構築する。
- ・ネットワーク構築や在宅医療・介護の課題解決に向けた多職種合同の研修会及び専門職の資質向上等を目指した研修会を支援する。
- ・在宅医療等に関する市民への普及啓発を行う。

### 5 一般介護予防事業

- ・高齢者の居場所、生きがい活動や地域交流、介護予防・健康増進の場である集いの場の推進を社会福祉協議会と連携しながら推進する。介護予防に資する週1回以上の集いの場の立ち上げと継続を支援し、より多くの市民が参加できるように推進する。
- ・リハビリテーション専門職、生活支援コーディネーター等が連携をして取り組む。
- ・医療機関、民生委員、地区社協等と連携して、介護予防支援の必要性が高い高齢者を把握し、地域活動及び総合事業等の予防サービス利用へつなげる。
- ・リハビリテーション専門職、保健師、健康推進課管理栄養士等医療専門職が連携して、フレイル予防等の介護予防に関する知識の普及を行う(高齢者保健・介護予防一体的事業と連動)。

## VI 指定介護予防支援業務

### 1 基本姿勢

- ・センターに併設している「指定介護予防支援事業所」として、要支援者の自立支援、重度化防止を目指し、介護予防サービス等の適切なサービスが包括的かつ効果的に利用できるよう、ケアマネジメントを実施する。
- ・総合事業における介護予防ケアマネジメントと同様、多様なサービスの活用を進め、利用者の自立を最大限に引き出す支援に努める。
- ・指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、適切な業務が行われるよう、必要な助言、指導を行う。
- ・運営全般については、真庭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 26 号）に基づいて運営する。

### 2 職員体制

- ・指定介護予防支援事業所運営のため、介護支援専門員その他これに準ずる者、事務職員を配置する。
- ・職員の変更等運営体制に変更があった場合は、速やかに変更届出書を高齢者支援課へ提出する。